

( 港湾(公有水面) - 01、港湾(公有水面) - 05 )

1. 「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1及び2

1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
- (2) 国又は公共団体が行う埋立て
- (3) (1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの

2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事实施の方法等を厳重に審査し埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。

2. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1(3)から(5)及び記の3

1 埋立免許の願書等について(法第二条、則第一条、第二条及び第三条関係)

(3) 埋立ての理由等について

免許の審査に際しては、埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠を確認すること。また、工業用途の埋立てであつて、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模を確認すること。

(4) 埋立地の用途について(法第二条第二項第三号、則第一条及び別記様式第一関係)

イ 法第二条第二項第三号の埋立地の用途は、法第三条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取、法第四条の規定による埋立免許基準、法第十三条ノ二の規定による出願事項の変更並びに法第二十九条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めさせる必要があるが、なるべく具体的であること。

ロ イの場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、八からホまでによるほか、少なくとも、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。

ハ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。

ニ 工業用途のうち、中小企業工業団地造成のための埋立てでロにより定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。

ホ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。

ヘ 独立した用途として表示されない公共施設用地についても、免許権者は、法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、免許条件をもつて公共帰属させることができるものであること。

**3. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から4**

1 設計の概要について(則第一条別記様式第一記四関係)

イ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

ロ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。

2 一般平面図及び海図について(則第二条第一号イ及びニ関係)

イ 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。

ロ 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。

3 却下について(法第三条第一項ただし書関係)

「却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。

イ 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合

ロ 免許基準に適合していないことが明白である場合

4 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について(則第五条第二号関係)

則第五条第二号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適合するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。

**4. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」(昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1から3**

1 「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少くとも次の各号を満たすこと。

(1) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。

(2) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって、埋立ての目的の達成が十分に確実であること。

(イ) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第四条の準則その他の産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。

(ロ) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第三十三条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。

(ハ) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第三条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を

実現するに足るものであると認められること。

2 「地域ノ総合的發展に著シク奇与スベキ埋立」とは、少くとも次の各号を満たすこと。

(1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿って行われることが明らかな埋立てであること。

(2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。

3 「工事ノ竣功後三年内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノ」であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。

**5 .「公有水面埋立法施行令の一部改正について」(昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から3**

1 公有水面埋立法施行令第七条第二号ただし書の適用を受ける埋立てに係る公有水面埋立法施行規則第三条第十号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。

2 局長通達2(1)の「計画」は、その策定又は承認に当たつて当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。

3 局長通達2(1)の「計画」に、具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。